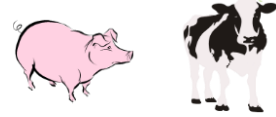


# 家畜伝染病予防法に基づく定期報告書について

家畜伝染病予防法第12条の4の規定により、家畜等の所有者は、毎年2月1日時点の飼養状況や衛生管理の状況を北海道知事あてに報告することとなっています。

また、令和2年6月30日に飼養衛生管理基準が改正され、家畜等の所有者は自農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的に自己点検すること、飼養衛生管理マニュアルを整備することが新たに定められましたので、期日までの提出をお願いします。



## 1 報告対象及び期日

対象 <sup>※1</sup>	期日
牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし	毎年 <b>4月15日</b>
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう）	毎年 <b>6月15日</b>

※1 愛玩用（ペット）も報告対象

## 2 定期報告の内容について

報告事項	様式の項目番号	家畜の所有者別の必要書類	
		小規模所有者 <sup>※3</sup> 以外	小規模所有者
<b>A 基本情報</b> (住所、氏名、飼養衛生管理者など)	<b>様式1</b> <b>別紙①、②</b>	毎年、 <b>全員が報告</b> 【飼養衛生管理者の報告について】 <b>分場がある場合</b> : 様式1の別紙① <b>大規模所有者</b> : 様式1の別紙② で提出	要報告
<b>B 飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表</b> (畜種別)	<b>様式3-①</b> <b>様式3-②</b>		不要
<b>C 添付書類</b> (農場平面図、飼養衛生管理マニュアル、埋却用地など)	<b>様式2</b> <b>1~9<sup>※2</sup></b>	令和3年度に提出したものから、 <b>変更があった場合は提出</b>	

※2 大規模所有者は様式2の1~10

※3 小規模所有者とは次の頭羽数の家畜の所有者のことをいいます。

- 牛、馬、水牛：1頭
- 豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし：6頭未満
- 家きん：100羽未満（だちょうは10羽未満）

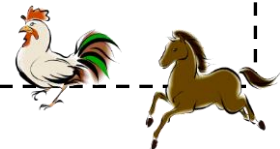


### 【例1】「牛50頭」と「馬2頭」の場合

上表の報告事項AとCは、「牛」と「馬」で共通。  
Bは、「牛」と「馬」の各々について、畜種別に記載。

### 【例2】「牛50頭」と「鶏50羽」の場合

Aは「牛」と「鶏」で共通。  
BとCは「牛」について記載。



## 3 未報告の場合の対応

家畜伝染病予防法第70条の規定により、30万円以下の過料に処せられます。

## 4 報告内容の取扱いについて

本書は家畜伝染病の発生予防等を目的としており、目的外の利用や他機関への提供は行いません。

不明な点がございましたら、十勝家畜保健衛生所（電話 0155-59-2021）または各市町村担当者までお問い合わせ下さい。